

議案第169号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 教職員用端末 7, 400台
- 2 取 得 先 東京都江東区東陽2丁目3番25号
株式会社内田洋行 営業支援統括グループ
取締役常務執行役員営業支援統括グループ統括 小柳 諭司
- 3 取 得 価 格 1, 207, 800, 000円
- 4 取 得 理 由 現行の教職員用端末の賃貸借期間満了に伴い、新たに教職員用端末を取得し、さいたま市立小学校等に配置するため。